

厚岸町条例第4号

厚岸町立保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月17日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町立保育所条例の一部を改正する条例

厚岸町立保育所条例（昭和49年厚岸町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「保護者の委託を受けて保育に欠ける乳児、又は幼児を」を「保育を必要とする乳児、幼児又はその他の児童（以下「児童」という。）を日々保護者の下から通わせて」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合」を削り、同項第1号を次のように改める。

(1) 1月において、48時間以上労働することを常態とすること。

第4条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項第5号中「長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護」を「同居の親族（長期入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第6号を第5号とし、第7号を第10号とし、第5号の次に次の4号を加える。

(6) 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。

(7) 次のいずれかに該当すること。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる

教育施設に在学していること。

イ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

(8) 次のいずれかに該当すること。

ア 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。

イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子ども（児童のうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。）の保育を行うことが困難であると認められること（アに該当する場合を除く。）。

(9) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。